岩手県告示第470号

福祉交流施設条例(平成6年岩手県条例第50号)第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額(附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)
 - 表1 施設の利用料金
 - 1 体育施設の個人利用料金

区分	単 位		児童、生徒及び学生	一般
	普通使用	1回につき	円	円
プール	日进饮用		260	510
	回数使用	5回につき		2, 400
	凹級使用	11回につき		4, 800
体育館	1回につき		60	120
	普通使用	1回1時間までごとに	190	390
トレーニングルーム	同粉店用	5回につき		1, 750
	回数使用	11回につき		3, 600
陸上競技場	1回につき		60	120
アーチェリー場	1時間まで	ごとに	60	120

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

	区 分		10時から	13時から	17時から	10時から	13時から	10時から
			12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
	旧主 化红豆亚兴		円	円	円	円	円	円
	児童、生徒及び学 生		10, 200	20, 390	25, 500	30, 600	45, 900	56, 110
全面使用		1時間までごとに	5, 320	5, 320	6, 650			
	一般		20, 390	40, 800	51, 010	61, 200	91, 810	112, 200
		1時間までごとに	10, 650	10, 650	13, 320			
	児童、生徒及び学		1, 720	3, 450	4, 270	5, 170	7, 720	9, 430
区分使用 (生	1時間までごとに	890	890	1, 110			
1コース)	一般		3, 450	6, 890	8, 540	10, 330	15, 430	18, 870
	74,X	1時間までごとに	1, 790	1, 790	2, 220			

- 備考1 10時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、 その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時ま での、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を 加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。
 - 3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用(1コース)する場合における利用料金の額は、10

(2) プール以外の施設

	5/21 42 WEB	~		0.04.3.3	40 mHz 3 - 3	4 E E E	0.84.3.3	40 m+ 3 3	o nt i	
	区 分		単 位	9 時から 12時まで		17時から 21時まで		13時から 21時まで	9 時から 21時まで	
				円	円	円 円	円	円 円	円	
	全面使用	児童、生徒		1, 850	2, 420	3, 060	4, 270	5, 480	7, 340	
		及び学生	1 時間までごとに	630	630	800	2, 2. 3	0, 200	,, 510	
				3, 700	4, 840	6, 130	8, 540	10, 970	14, 650	
		一般	1 時間までごとに	1, 260	1, 260	1, 590				
		児童、生徒		960	1, 210	1, 530	2, 170	2, 740	3, 700	
体育館	区分使用	及び学生	1時間までごとに	310	310	390				
	(半面)	4.0		1, 910	2, 420	3, 060	4, 330	5, 480	7, 390	
		一般	1時間までごとに	630	630	800				
	巨八七四	児童、生徒		510	630	760	1, 160	1, 410	1, 910	
	区分使用	及び学生	1時間までごとに	160	160	190				
	(4分の 1面)	ńЛ		1, 010	1, 280	1, 530	2, 290	2, 790	3, 830	
	1 囲/	一般	1時間までごとに	330	330	390				
		児童、生徒		1, 720	2, 290	2,870	4, 020	5, 170	6, 890	
	全面使用	及び学生		1,720	2, 290	2, 870	4,020	5, 170	0,090	
第1卓球		一般		3, 450	4, 590	5, 730	8, 030	10, 330	13, 770	
室		児童、生徒		1時間までごとに1台ごとに190円						
	区分使用	及び学生		2 ,,,,,,,,,,						
		一般		1時間までごとに1台ごとに390円						
第2卓球	児童、生活	走及び学生		1 時間までごとに330円						
室	一般			1時間まっ	でごとに630)円	<u> </u>	<u> </u>	Г	
				円	円	円	円	円	円	
陸上競技	児童、生行	走及び学生		1, 410	1, 850	1, 850	3, 250	3, 700	5, 100	
場			1時間までごとに	480	480	480				
	一般			2, 790	3, 700	3, 700	6, 510	7, 390	10, 200	
			1時間までごとに	960	960	960				
		児童、生徒		6, 880	9, 190	9, 190	16, 070	18, 370	25, 260	
	全面使用									
テニスコ		一般		13, 770	18, 370	18, 370	32, 130	36, 730	50, 490	
ート 区分使用		児童、生徒		1時間まっ	でごとに1词	面ごとに570)円			
				a minute in the						
		一般			I	面ごとに1, 1				
	人是伊田	児童、生徒		円 1 520	円 2.050	円	円 2 590	円 4.090	円 5.610	
	全面使用			1, 530	2, 050		3, 580	4, 080	5, 610	
ール場	EV FE	一般		3,060	4,080	,	7, 140	8, 170	11, 230	
	凶分使用	児童、生徒		1 時間まり	どことに口	面ごとに260	川			

		及び学生							
		一般		1時間まで	でごとに17	面ごとに510)円		
アーチェリー場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
			760	1,010	1,010	1, 780	2, 050	2, 790	
	リー場	及0千至	1時間までごとに	260	260	260			
	一般 1 時間		1, 530	2, 050	2,050	3, 580	4, 080	5, 610	
		1時間までごとに	520	520	530				

- 備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、 その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時ま での、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を 加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。
 - 3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用(半面)する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。
 - 4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用(4分の1面)する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。
 - 5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。
 - 6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9 時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区分	9時から12時	13時から17時	17時から21時	9時から17時	13時から21時	9時から21時
区 万	まで	まで	まで	まで	まで	まで
第1会議室	円	円	円	円	円	円
第Ⅰ云礖至	1,660	2, 170	2, 790	3, 830	4, 970	6, 630
第2会議室	1,660	2, 170	2, 790	3, 830	4, 970	6, 630
第1教養室	1, 410	1,910	2, 420	3, 310	4, 330	5, 730
第2教養室	1,010	1, 280	1,660	2, 290	2, 940	3, 960
第1研修室	1,530	2,050	2, 550	3, 580	4, 590	6, 130
第2研修室	1,910	2, 420	3, 060	4, 330	5, 480	7, 390
第3研修室	1,910	2, 420	3, 060	4, 330	5, 480	7, 390
創作室	1,530	1,910	2, 420	3, 450	4, 330	5, 850
陶芸室	1,780	2, 420	3, 060	4, 210	5, 480	7, 260
音楽室	1,910	2, 550	3, 180	4, 470	5, 730	7, 650
調理実習室	2, 290	2, 940	3, 700	5, 230	6, 630	8, 920
こども広場	1,660	2, 170	2, 790	3, 830	4, 970	6, 630

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区分		9時から	13時から	17時から	9時から	13 時から	9時から
		12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
7 12 301 666 2 7 7 14 15 2 3 2 3 1 1 1 A		円	円	円	円	円	円
八場科寺を倒収	入場料等を徴収しない場合		5, 100	6, 380	8, 920	11, 470	15, 310
入場料等を徴	興行として行うものでない場合	5, 730	7, 650	9, 560	13, 400	17, 200	22, 950
収する場合	興行として行うものである場合	11, 470	15, 310	19, 130	26, 770	34, 440	45, 900

- 備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
 - 2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる

表 2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金	
	テニスコート	全面使用			
屋外照明設備		区分使用		実費を基準として知事が定める額	
	アーチェリー場	貸切使用			
	照明設備		1式1時間までごとに	円	
ふれあいホール			1771時間まくことに	940	
\$4 (8) V 141 - 10	音響設備		1式1時間までごとに	650	
	グランドピアノ		1式1時間までごとに	1,070	

2 利用料金の適用年月日

令和6年10月1日